

2026年5月22日

各 位

企業価値担保権の取扱い開始について

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、企業の多様な資金調達ニーズに対応するため、企業価値担保権の取扱いを2026年5月25日より開始いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取扱開始の背景および目的

近年、企業の成長性や将来収益力を重視した資金調達手法への関心が高まっております。とりわけ、有形資産に依存しない資金調達ニーズは、中小企業およびスタートアップ企業を中心に拡大しております。

このような環境を踏まえ、当行は企業価値を総合的に評価し担保とする「企業価値担保権」の取扱いを開始することにより、お客さまの円滑な資金調達支援を図るものであります。

2. 取扱内容の概要

- 取扱内容：企業価値担保権の設定および関連金融サービスの提供
- 対象先：法人のお客さま
（ただし、医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、非営利型の一般社団法人および一般財団法人その他これに準ずる法人、ならびに法令上または事業特性上、企業価値の適切な評価または担保価値の実現が困難と認められる法人を除く）
- 主な特徴：企業の将来収益力・事業価値等を総合的に評価し担保化
- 取扱開始日：2026年5月25日

3. 本取組の特長

- 有形資産に依存しない新たな担保手法の提供
- 企業の成長性や事業性を重視した柔軟な与信判断
- 中小企業および成長企業の資金調達機会の拡充

KITAGIN NEWS RELEASE

4. 期待される効果

本取組により、お客さまの資金調達手段の多様化を図るとともに、企業の持続的成長および地域経済の活性化への貢献が期待されます。

5. 今後の対応

当行は今後とも、お客さまの多様なニーズに的確に対応し、金融サービスの一層の充実に努めてまいります。

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

- 制度全般
審査部（担当：伊五澤）
TEL：070-8848-5027

- 個別相談
お取引のある各支店